

第3回熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議ご意見及び対応

NO	委員名	意見		回答及び対応	関係課
1	松永委員	水俣病に関する人権問題について		ご意見のとおり、水俣病資料館では「語り部」の方々が減少しており、これまでの「語り部」に加えて、患者さんの思いや願いを伝える「伝え手」の方々も活動されている状況です。 現地で体験的に学ぶことは座学では得難い理解につながるものであり、本市では市民や企業、団体を対象とした水俣病資料館等の現地訪問を隔年で実施しています。 今後はハンセン病研修と合わせ「親子で学ぶ現地研修」等を取り入れ、家庭内でも学べる機会の創設に努めます。	指導課 人権教育指導室 人権政策課
			小学校では、5年生の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を通して、現地での学習等を行うことができます。ただ、今後、語り部の方の高齢化などに伴い、生の声を聴くことが難しくなることが予想されます。 映像資料や講話集などを作成していただけると、学校だけでなく、様々なところで活用でき、啓発につながるのではないかと思います。		
2	加藤委員	地域（社会教育）での取り組みについて		市民のみなさまが、身近な地域で人権に関する学習の機会が持てるよう「地域連携・市民参加型人権啓発推進事業」を実施しています。また、市政だよりや公民館だよりへ人権に関するコラムの掲載をしており、公民館だよりについては町内回覧等を行うことにより、広く市民のみなさまへの啓発を図っているところです。 ご意見の啓発チラシの作成については、ひとつの啓発手段として有用なものと認識しています。今後、事務局内はもとより、熊本市人権啓発市民協議会企画運営委員会内でも手法等について検討してまいります。	人権政策課
			基本計画に「地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通して人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。」とあるように、社会教育・生涯学習の取組の中で地域住民の人権意識の高揚に努めることは、非常に大切なことです。 しかし、簡単なことではなく、公民館等の様々な公設機関において主催事業として取り組んでも、なかなか市民の参加が得られないのが現状です。 そこで、夏祭りや地域の催しなど地域の人々が集まる機会をとらえて行う人権啓発活動が比較的取り組みやすいのではないかと感じます。 地域に組織されている様々な団体で啓発チラシ作成から行うのは大変なので、事務局で作成しておいて、様々なイベントで配布するよう依頼したら少しは効果があるように思います		
3	加藤委員	パブリックコメントの結果について		第2次熊本市人権教育・啓発基本計画改訂版に対するパブリックコメントについて、熊本市の人権教育・啓発に深く関心をお持ちいただき、ご意見をお寄せくださったお二人の方には、大変、感謝を申し上げます。 今後とも、市民のみなさまの関心が深まるような人権教育・啓発に努めてまいります。	人権政策課
			ご意見を提出された方が2名というのは、少ないように感じますが、ご意見内容を見ると日頃から様々な人権問題を意識しておられることがよくわかりました。 行政は勿論ですが、私たち地域活動に携わる者としても日頃から人権問題について取り組む必要があると改めて感じました。		

NO	委員名	意見		回答及び対応	関係課
4	高橋委員	外国人に関する人権問題		本市では、熊本市国際交流振興事業団を通じて、市政だよりや各種情報をピックアップして、外国人の方へ翻訳した情報を提供しています。 市ホームページや防災情報等についても、多言語化に努めており、今後とも外国人の方のニーズを踏まえながら、円滑な情報発信を進めてまいります。	国際課 人権政策課
			P29（４）主な取組 ②外国人に対する支援の充実 ～事前に登録した外国人に生活及び災害情報等を～とあります ↓ ～事前に登録した外国人に生活（健康・福祉・さまざまなトラブル対応の相談窓口等社会資源）及び災害情報等を～ というように情報提供を広げてはどうでしょうか。		
5	高橋委員	犯罪被害者等に関する人権問題		本市では令和５年９月に「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和６年度から支援策の充実に向け取り組むこととしています。犯罪被害者等の人権を守るためには、市民や事業者等の理解を深めることが重要であり、今後も各種媒体や様々な機会を通じて、周知・啓発に取り組んでまいります。	生活安全課 人権政策課
			P41（４）主な取組 ①～二次被害の防止等について～ ↓ ～二次被害の防止・犯罪被害の未然防止等について、市民や事業者の理解を深めるため、出前講座や広報誌などの各種媒体等の～ というように広報・啓発ツールを広げてはどうでしょうか。		
6	佐々木委員	障がいのある人に関する人権問題		本市では、障がいのある方やそのご家族等の総合相談窓口として、市内９か所に熊本市障がい者相談支援センターを設置し、福祉サービスの利用や住まいに関する各種相談に対応しています。また、熊本市居住支援協議会や住宅確保要配慮者居住支援法人と連携して、入居にかかる支援を行っているところです。今後も引き続き、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう各種支援に取り組んでまいります。	障がい福祉課 人権政策課
			障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、福祉サービスの充実や住みやすい住居環境の確保が必須です。車椅子で入居できる賃貸はほとんどなく、地域で暮らしたい障がいのある人たちの大きな足かせとなっている現状があります。 市の方からもバックアップしてもらえると助かります。		
7	谷口委員	熊本人権擁護委員協議会との連携について		人権擁護委員のみなさまには、各区役所での人権相談、小学校で開催する人権の花運動や人権フェスタの開催による市民への啓発活動など、本市の人権擁護及び啓発活動に多大なるご協力をいただいているところです。 今後も、人権擁護委員のみなさまと連携を図りながら、人権擁護及び啓発の取組においては、各区のイベント情報等を含め、機会を捉え共有してまいりたいと思います。	人権政策課
			人権擁護委員は熊本市と連携して人権啓発活動をしています。が、今後は各区での活動がさらに連携して継続できるように、情報の共有をして啓発活動に共に取り組むことができればいいと思います。 年に１度は市と各区の人権擁護委員との情報交換の場が今後できれば、よりいいのではないかと考えます		